

○京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則

平成26年3月31日規則第248号

改正

平成27年12月22日規則第55号

平成30年6月11日規則第10号

令和5年12月13日規則第63号

京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(軽微な措置)

第2条 条例第20条に規定する別に定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生（簡易なものに限る。）
- (4) 草刈り
- (5) 樹木の枝打ち
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの
(協議会の会長)

第3条 京都市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集及び議事)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

ろによる。

(部会)

第5条 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第6条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画局において行う。

(協議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(身分証明書)

第10条 条例第19条第3項(条例第20条において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書の様式は、第1号様式とする。

- 2 条例第31条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、第2号様式とする。
- 3 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第9条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、第3号様式とする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅政策担当局長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月11日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月13日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第10条関係)
第1号様式(第10条関係)

1 職員用

身 分 証 明 書		第 号
所 属 職 名 氏 名		写 真
		年 月 日生
上記の者は、京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定により緊急安全措置を行い、又は同条例第20条の規定により軽微な措置を行う職員であることを証明します。		
有効期限	年 月 日	
年 月 日		
		京都市長 印

2 受任者用

身 分 証 明 書		第 号
住 所 氏 名		写 真
		年 月 日生
上記の者は、京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定により緊急安全措置を行い、又は同条例第20条の規定により軽微な措置を行う者であることを証明します。		
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
年 月 日		
		京都市長 印

第2号様式(第10条関係)
第2号様式(第10条関係)

1 職員用

身 分 証 明 書		第 号
所 属 職 名 氏 名		写 真
		年 月 日生
上記の者は、京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第31条第1項の規定により 立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。		
有効期限	年 月 日	
	年 月 日	
		京都市長 印

2 受任者用

身 分 証 明 書		第 号
住 所 氏 名		写 真
		年 月 日生
上記の者は、京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第31条第1項の規定により 立入調査又は質問を行う者であることを証明します。		
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
	年 月 日	
		京都市長 印

第3号様式(第10条関係)
第3号様式(第10条関係)

1 職員用

身 分 証 明 書		第 号
所 属 職 名 氏 名		写 真
		年 月 日生
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により立入調査を行う職員であることを証明します。		
有効期限	年 月 日	
	年 月 日	
		京都市長 印

2 受任者用

身 分 証 明 書		第 号
住 所 氏 名		写 真
		年 月 日生
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により立入調査を行う者であることを証明します。		
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
	年 月 日	
		京都市長 印